

志賀町教育委員会後援名義等使用承認取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、国、地方公共団体、社会教育関係団体等（以下「主催者」という。）が町民の学術及び文化の向上、社会福祉の増進に関する事業（以下「事業」という。）を実施する場合において、志賀町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の名義を共催、後援又は協賛の名義（以下「後援名義等」という。）の使用承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 事業の趣旨や内容に賛同し、当該事業の企画又は運営に参加することをいう。
- (2) 後援 事業の趣旨や内容に賛同し、名義の使用をもって支援すること。
- (3) 協賛 事業の趣旨や内容に賛同し、名義の使用をもって賛意を表すこと。

(後援及び協賛の名義)

第3条 承認する名義は、「志賀町教育委員会」とする。

(主催者の承認基準)

第4条 後援名義等の使用承認を受けることができる事業の主催は、次の各号のいずれかにも該当する団体とする。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準じる団体
- (2) 学校等の教育機関又はこれらの連合体
- (3) 公益法人又はこれに準じる団体
- (4) 教育、文化、スポーツ、福祉、環境又は学術研究団体
- (5) 報道機関
- (6) その他教育委員会が適当と認める団体

(事業の承認基準)

第5条 後援名義等の使用承認を受けることができる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 教育委員会の掲げる教育方針又は本町の教育活動の振興に寄与すること。
- (2) 広く一般に公開されるものであること。ただし、当該事業の性格によって事業

の対象者が限定されるものであっても、教育委員会が特に必要と認める事業については、この限りでない。

- (3) 教育委員会の政治的中立性及び宗教的中立性を損なうおそれがないこと。
- (4) 専ら営利又は商業宣伝を目的としていないこと。
- (5) 公衆衛生、安全管理、災害防止等について十分配慮された場所で開催されるものであること。
- (6) 町内で開催されるものであること。ただし、町外で開催されるものであっても町民の幅広い参加が期待できるものであると、教育委員会が特に必要と認める事業については、この限りでない。
- (7) 入場料、参加費等が徴収される場合は、その金額が適正であること。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものでないこと。
- (9) 公序良俗に反しないものであること。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認める場合には、後援名義の使用を承認するものとする。

（申請の手続）

第6条 後援名義等の使用の承認を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、後援名義等使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、当該事業の実施要項、募集要項その他事業の概要が分かる書類を添えて、事業実施日の20日前までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、この期限内に当該申請書の提出をすることができなかつたときは、期限後であっても提出することができる。また、申請書に掲げる事項を満たしているものであれば、他の様式により申請することができる。

（承認の決定）

第7条 教育委員会は、前条の申請があつた場合において、その内容を審査し、承認又は不承認を決定したときは、後援名義等使用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（事業の変更等）

第8条 後援名義等の使用の承認を受けた者（以下「事業実施者」という。）は、当該承認の決定後に申請書に記載した事項を変更し、又は中止したときは、速やかに後援名義等承認事項変更（中止）申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（承認の取消）

第9条 教育委員会は、後援名義等の使用の承認を受けた事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、承認の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。

(2) 第5条に規定する基準を満たさないことが明らかになったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により後援名義等の使用の承認を取り消したときは後援名義等使用取消通知書（様式第4号）により、事業実施者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 事業実施者は、当該事業終了後、速やかに後援名義等実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）を提出しなければならない。

2 事業が料金を徴収するものであった場合は、実績報告書に終始決算書を添付しなければならない。

（事務の所掌）

第11条 この告示に基づく後援名義等に係る使用承認等の事務は、申請された事業内容と関連する事務を所掌する部署において処理を行い、教育委員会事務局学校教育課に回付するものとする。ただし、当該事業内容と関連する事務を所掌する部署がない場合にあっては、教育委員会事務局学校教育課がこれを行うものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号（第6条関係）

後援名義等使用承認申請書

年 月 日

志賀町教育委員会 様

団 体 名
代 表 者
住 所
電話番号

下記の事業について、志賀町教育委員会の後援・協賛名義の使用の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 目的
- 3 主催
- 4 後援（予定）
- 5 開催日時
- 6 開催場所
- 7 参加対象者
- 8 予定人員
- 9 費用徴収（有・無）（ 円）
- 10 要綱、チラシ等 別添のとおり

様式第2号（第7条関係）

後援名義等使用承認（不承認）決定通知書

第 号
年 月 日

団体名
代表者

志賀町教育委員会 印

年 月 日付けで申請のありました下記の事業について、後援・協賛名義の使用を承認（不承認）します。

記

- 1 事業の名称
- 2 開催日時
- 3 開催場所
- 4 理由（不承認の場合）

備考

後援名義等の使用が承認された場合、事業終了後に、速やかに別紙様式による後援名義等実績報告書を提出してください。

様式第 3 号（第8条関係）

後援名義等使用承認事項変更（中止）申請書

年 月 日

志賀町教育委員会 様

団 体 名

代 表 者

住 所

電話番号

年 月 日付け 第 号で後援・協賛名義の使用の承認がありました事業について、下記のとおり変更（中止）したいので申請します。

事 業 の 名 称	
変 更 （ 中 止 ） 内 容	
変 更 （ 中 止 ） 理 由	

様式第 4 号（第9条関係）

後援名義等使用取消通知書

第 号
年 月 日

団体名
代表者

志賀町教育委員会 印

年 月 日付け 第 号で後援・協賛名義の使用を承認しましたが、
下記の理由により承認を取り消します。

記

- 1 事業の名称
- 2 開催日時
- 3 開催場所
- 4 理由（不承認の場合）

様式第 5 号（第10条関係）

後援名義等実績報告書

年 月 日

志賀町教育委員会 様

団 体 名
代 表 者
住 所
電話番号

志賀町教育委員会の後援・協賛名義の使用の承認を受けて実施した事業の結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 開催日時
- 3 開催場所
- 4 参加人数
- 5 実施状況